

エルザス・オルテナウの農民戦争

——その共同体運動としての性格について——

渡 邊 伸

【要約】 ドイツ農民戦争については、近年、共同体運動としての性格の重要性が強調されるようになってきている。ここでは共同体的な組織性をもっとも発展していたとされるエルザス・オルテナウ地方の事例をとりあげて、運動の経過、要求、組織の検討から共同体運動としての性格について考察した。その結果、この地方では共同体の再生によって自己の権益を守ろうとした富農層を中心として、早くから運動が組織化されたことに特徴があり、聖書主義、とくに教会の共同体原理に基づいて改革の実現を主張していたことを確認した。同時にそれは彼らの利害を反映し、下層農民の不满を押さえ込む形で進められていたこと、さらに「教会の共同体理念」そのものが都市と農民との齟齬・対立を生み出したことを指摘した。

史林 八一巻四号 一九九八年七月

はじめに

ドイツ農民戦争については、近年、とくに共同体運動としての性格の重要性が強調されるようになってきている。^① 実際、農民戦争の舞台となった地方の特色としては、都市の発展、教会領の多さ、帝国領の広がりなどとともに、農村共同体の発展があげられる。都市社会などとの関係に注目して農民戦争を「平民の革命」ととらえたブリックレとそのグループは、農村にも宗教改革運動が展開し、農民戦争もその延長上にある、そして都市と農村のいずれの運動においても共同体が重

要な役割を果たしたとして、「共同体的宗教改革」という見解を提示するに至っている。農村共同体の持つ意義の重要性は、南ドイツで唯一農民戦争の舞台とならなかったバイエルン地方では共同体が弱体であったという状況からも傍証される、というのである。^②

このようなブリックレなどの見解の問題点としては、教会史・神学史的に農民戦争と宗教改革の関係を十分に解明できていない、都市社会と農村との関係について支配・従属関係や利害の競合関係等が軽視されている、とくに農村共同体について人口圧や市場経済の展開の下で既に進んでいた農民層分解、貧農と富農との対立の影響の大きさを軽視している、といった点があげられている。^③農民の運動が未曾有の規模に展開した条件として、共同体がどのような性格をもつものとして位置づけられるのか、具体的に明らかにされる必要があるのである。本稿では、この問題を、エルザス・オルテナウ地方の農民戦争の事例から、農村共同体と農民戦争との関係を中心に考察することにした。

農民戦争の実態がきわめて地方差の大きいものであったことは、既に明らかにされてきたことだが、中でもエルザス・オルテナウ地方の農民戦争は、共同体的な組織がもつとも発展したと評価されているものである。^④エルザス地方は、地溝帯により南の高地エルザスと北の低地エルザスに分けられ、それぞれ運動の展開を異にした。北エルザスは、司教領を中心に小領地の分裂状態にあり、一五二五年四月以降、農民団の中でも最も発達した共同体組織をもって約一箇月の激しい運動を展開した後、ロートリンゲン公による虐殺をみた。一方、南エルザス地方は、ハーブスブルク領と修道院領が中心で、こちらでの運動は、戦闘と交渉の経過ののち、一五二五年秋まで継続した。また同じ司教区に属すライン対岸のオルテナウ地方は、小領地に分裂した状態にあったが、運動は南エルザスに類似した展開をみた。したがってこの地域の事例を考察することは、共同体組織の実態、領邦体制との関係の問題を検討する上で有意義であると考えられるのである。

ところでこの地方の農民戦争については、従来、宗教改革との関係、農民団の組織性、準備の状況を巡って評価が分かれていた。フランスは、エルザスではブントシュエーの革命思想の影響下、蜂起の組織化と動員が長期にわたって準備され

たとして宗教改革の影響を低く評価した。これに対しロットは、農民の革命の原因をブントシユールの結果ではなく、農民の階層分化、帝国の政治、宗教改革によるとし、ツィムマーマンも、宗教改革説教が革命の要因とする。さらにドランジエは、福音の宣教が農民の要求実現の契機になったとする一方、農民に周到な準備はなく、単純に裁判区ごとに農民が集まっただけであると、組織性を低く評価しているのである。^⑧

したがって、まず検討の焦点を、共同体の組織性の実態、とくに穏健派と急進派の実態にあてて考察し、そこから原因についても探っていくことにしたい。というのは、従来のこの地方の農民戦争の諸研究は、穏健派と急進派の対立という図式をこの地方についても指摘し、これは農民団の組織性の、さらには蜂起の原因としての農民層分解の評価、ひいては農民運動全体の性格の評価に大きく関わってきた。しかしあらためて検討してみると、この地方では両派の対立という図式はそれほど明瞭ではなく、したがってこの地方の運動の評価も変えざるをえないと考えるからである。

① ドイツ農民戦争の研究動向については、むしろあたり拙稿「ドイツ農民戦争研究の視点と課題」【京都府立大学学術報告・人文】四七号、一九九五、前間良爾『ドイツ農民戦争史研究』九州大学出版会、一九九八、とくに序章を参照。

② P. Blicke, *Gemeinderformation*, 1984, P. Blicke, J. Kunisch (Hrsg.), *Kommundisierung und Christianisierung (Zeichrift für historische Forschung, Beiheft 9)*, 1989^⑨。

③ 前掲拙稿、他 G. Zimmermann, Die ersten Tage des Bauernkriegs im Elsaß, in, *Zeitschrift für die Geschichte des Oberheims*, 135, 1987, S. 120, R. Scriber, Communalism: Universal Category or Ideological Construct? in, *Historical Journal*, 37, 1994^⑩。

④ G. Franz, Der Bauernkrieg im Elsaß, in, *Studien der Erwin-von-Siebach-Stiftung*, 4, 1975, S. 67.

⑤ Franz, *Der deutsche Bauernkrieg*, 12. Aufl., 1984, S. 141-2, 邦訳『ドイツ農民戦争』寺尾・中村・前間・田中訳、未来社、一九八九年、二二五頁。

⑥ J. Rott, L'Artisanat Strassbourgeois et de la Guerre des Paysans, in, *id.*, *Investigations Historicae*, vol. 1, 1986.

⑦ G. Zimmermann, *op. cit.*, S. 120.

⑧ Ph. Dollinger, Un aspect de la Guerre des Paysans - l'organisation du soulèvement, in, *Paysans d'Alsace*, 1959.

一 運動の経過

従来、ドイツ農民戦争における農民の組織化と運動の展開については、二つの局面が指摘されてきた。当初は交渉による解決を目指した比較的穏健な運動が行なわれ、その後、急進的な展開をみたとされるのである。^①エルザス地方の農民戦争においても、この二つの局面があるとされてきたが、具体的な点では見解が分れている。それはこの地方の農民戦争の開始を、四月二日とみるか、それとも四月一六日以降とみるか、という点に端的に現われる。すなわち、ツィムマーマンらは、開始を一五二五年四月二日とし、四月一六日以後急進的な段階に入ったとしている。^②他方、フランツ、ラップ、ビショップらは、開始を四月一六日とし、各地で修道院が攻略されるようになった四月下旬を急進的段階とする。^③後者の見方では、急進化の評価は相対的に小さくなり、したがってマルクス主義史学などが採る、急進化に対する「富農層の裏切り」が農民敗北の要因とする見解は重要でないことになる。まずこの問題について、運動の経過から検証してみよう。^④

一五二五年四月二日の事件は、北エルザス Bar 領 Heiligenstein の住民たちが、鐘を鳴らして集まり、主の言葉を聞きたいものは教会に来ねばならぬ、と声明し、シュトラースブルクの俗人説教師ツィーグラー C. Ziegler を説教師として選任した、というものである。^⑤四月六日付けのシュトラースブルク市宛、領主ツィーグラー N. Ziegler の書簡によると、四月二日に同地ゲマインデ（村落共同体）の指導者「名望あり誓約せし村民」のレオンハルト K. Leonhart は、「その配下の者たち」と共に C・ツィーグラーに説教させようとした。この時、シュトラースブルクの領村民が関与していた、^⑥という。そして翌日、領主の命令でシュルトハイス（村代に相当）がレオンハルトたちを捕縛しようとする、近隣農村の住民数百名が駆け付け、彼らの釈放を要求したため、領主は逮捕を断念した。農民側は一二名の委員会を作って交渉する一方、福音に役立ちたい者は集会に集まるべしと呼びかけた。このように報告している。^⑦さらに Boersch, Ottrott, St. Nabor, Bernhardsweiler, そつ Obernheim 市の郊外 Mergasse の住民達が、Hohenburg (St. Odilien), Niedermün-

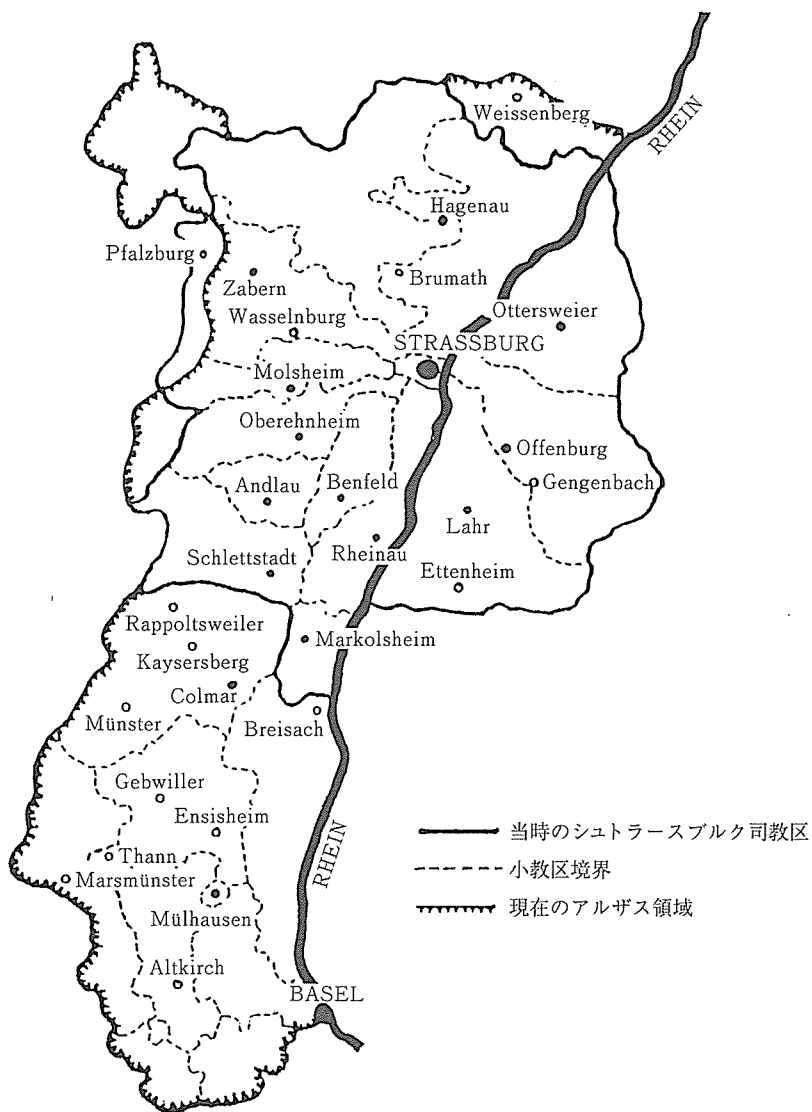
ter, Trutenhausen 修道院（いずれも Barr と Ottrot の間）を略奪する計画をしていたという報告もある。^⑧

次に四月一日付け司教宛の執事長（Jacob von Oberkirch-とWolf von Landsberg）の報告書をみてみよう。四月六日に Boersch, Ottrott, St. Nabor, Bernhardsweiler, Kriesheim, Bertschwyler, Rosshelm, Dorlishelm その他の農民約六〇〇名が、緑・赤・白の旗を持って集まり、領主ツィーグラーに説教師ツィーグラーを釈放させ、Ottrott と St. Lienhart 修道院を略奪しその備蓄物を飲食した。九日には St. Lienhart の農民たちの Boersch 出身の指導者は、枝の主日に説教をしなかったので説教師を罷めさせる、と主張した。他にも農民たちには Dorlishelm で二、三千人以上を集めて要求箇条をまとめる計画があり、また Bischofsheim の農民は「古くから持っていた要求と同じ」内容を求めた。Avelsheim, Sultz, Dalheym の農民は賦役の廃止（ただし賦役代納金は払う）を要求したと伝え、全体的な要求として彼らにキリスト者の自由を宣教するルター派説教師を求めている、という報告である。^⑨

したがって、農民の間では、既に四月二日以前から広範な改革運動が組織的に展開され、代納金の支払いなども含めた交渉による要求の実現を図っており、一部では既に修道院の武力攻撃などの強硬策も計画されていたとみてよい。次に四月一六日の Aldorf の事件に至る経過と、その間の「急進化」の実態をみていこう。

まず八月一日付けの村民カウフマン V. Kaufmann の弁明書がある。彼は四月四日 Ottrott での会合に参加、その場には他の村民や説教師（改革派説教師プロインリン A. Preunlin か）も参会しており、四月九日にさらに協議することが決定した。^⑩ Dorlishelm のシュルトハイスのギンス H. Gins は、村民を威嚇して Ottrott での九日の集会に参加を命じた。集会には各村代表が集まり委員会を組織、説教師を招いて（新旧両派の）討論会を行うことが決まり、結果を Dorlishelm のシュルトハイスと全共同体員に伝達したという。^⑪

また四月一二日付け北エルザスのラントフォークト（帝国代官）メルスベルク Hans-Jacob von Moersberg のシュトラースブルク市参事会宛の書簡によれば、Dorlishelm の農民が扇動して、四月一七、一八日に Rosshelm 郊外の St.



エルザス・オルテナウ地図

Leonhard 修道院で蜂起を計画している。この時点で既に農民たちは、隊長 Hauptleute、参謀 Vendrich、小隊長 Weibel 等のリーダー役を選出、軍規を定め、「魂よりも肉の解放と自由を考える」要求箇条を策定している、と伝えている。この史料についてはツィムマーマンが信憑性を疑問としているが、具体的な論拠はあげていない。^⑮ここではシュルトハイスを中心に共同体を基礎とした農民団の組織化が進められていることを認めてよいであろう。

次に四月一五日付け Dorisheim に派遣されたシュトラースブルク市参事会員ベトショルト M. Betscholt の報告書がある。^⑯四月一四日、Dorisheim ではプロインリンが説教し、近隣からも多くの参会者を集めた。ベトショルトがそこに到着した時、プロインリンの説教に会衆約一〇〇名が入りきれずに教会から溢れていた。住民ばかりでなく余所からの参会者もいたため、彼は民衆の前で語ることを拒否し、シュルトハイスらにここの住民のみを集めさせてから、住民の農民集会への参加を叱責、関与を禁じた。ここで村々で委員会を組織したことが言及されている。ベトショルトは委員会に選ばれた二名の村民代表ビルケル Birkel とコウフマン Koufman（前述カウフマンと同一人物か）に会い、これにシュルトハイスのギンツェン Hans Gintzen（前述ギンズと同一人物か）が同席。彼らは、他の多くの者と集会に参加したが、福音と神の言葉を保持するために集まったのであり、不正なことは何も聞かず、むしろいずれの公権にも服属するものだと言った。そして Dorisheim で会合予定がある、と弁明した。両名は、委員会に悪意はないこと、自分達を悪し様に言うものがあるので正誤を明らかにするため、新旧両派の神学者を集めて討論会を行いたいこと、その際には、シュトラースブルク市参事会も参加して欲しいこと、を述べた。ベトショルトは、討論会については自分には権限がないとした上で、武器を用いぬこと、お上に服従すること、を改めて伝えて帰途についた、と記している。^⑰

その後の展開は、シュトラースブルク市のスパイ、ジーラー M. Syler が報告している。翌一六日、農民は再び Dorisheim に集まった。説教にはさらに多くの聴衆が訪れ、シュヴァーベン農民の「一二箇条」朗読をプロインリンに要求したが、彼は拒否した。そこに司教が Wolzheim で説教した二名の改革派司祭とシュトラースブルク市民の靴屋一名を

拘引したという知らせが届き、農民は激昂し、新たに糧食長 *Kuchenmeister*、酒保長 *Kellmeister*、主馬長 *Rotmeister* を選出、*Marlenheim*, *Kirchheim*, *Greszwiler* 村の者を合衆、三〇〇名ほどが武装し、*Altdorf* の修道院を攻撃、占拠した、という^⑮。

四月一七日付けシュトラースブルク市宛の農民団の書簡は、彼らの大義は福音を求めるのみとし、改革派の釈放を求め、*Altdorf* での討論会の開催、討論会への改革派説教師の招聘と援助を求めている。同日付けの「*Altdorf* に目下集結せし農民集會と全ゲマインデの全てのキリスト者の部隊とともに」指導者ゲルバー *Gelber* から「シュトラースブルクの兄弟と説教師」宛ての書簡でも同様に、彼らの行動は神の言葉を明らかにするためだけである、として彼らへの協力を要請している^⑯。

さらに四月一八日、シュトラースブルクの説教師カピト *W. Capito*、ブッサー *M. Buer*、ツェル *M. Zell* の説得工作について、おそらく四月一九日頃にカピトが記したとされる報告がある。それによると、彼らは *Altdorf* に集まった農民に対して強く解散を勧告したが、大半は失望して聞かなかった。また農民団の首領の一部は市参事会の使節との交渉に傾いたが、指導者たちは「ハーナウ領の農民団は免罪の保証を得ていない」ので、彼らとの連帯から共同する、として農民団を再編した、としている^⑰。

以上のような経過から、四月一四日前後の展開については、農民の組織化、行動内容はそれ以前から一貫していたとみてよい。たしかにこの時点において、改革派説教師と農民との意図の相違や離間を確認でき、ツィムマーマンらはこれを運動が急進化したとする見方の論拠としている。しかし農民団が、メラが明らかにした宗教改革の導入方式である「公開討論会」の開催を求めている点は、運動原理の点からみて急進化といえず、チューリヒの例から見ても、むしろ都市の領域宗教政策との齟齬ととらえるべき性格のものであろう。

また一八日に説教師の説得を受けて解散しようとしたグループと、運動を継続しようとしたグループについては、構

成など詳細は不明で、あらたに選出された指導者たちを「急進派」と指定できるとどまる。しかし彼らの主張内容は、他地域で見られたような領主制打倒などのより徹底した目的の追求ではなく、仲間の免罪の保証がないという組織上の要請であった^②。この点は指導者ゲルバーの後の書簡からも確かめられる。したがって「急進派」の台頭とか、運動の急進化という見方は、この時点ではできないと考える。

その後、農民の蜂起は周辺各地に波及し、四月一日、Altdorfに続いて、エルザス中部のMaurmünster近郊、南部のHagenau周辺、およびSundgau地方、同じ司教区に属すライン河対岸のOtenau地方にも蜂起が広がっていった。このような状況に対し、領主側は、司教ホーンシュタイン W. von Honstein と帝国代官ラッポルトシュタイン W. von Rappolstein が、それぞれマインツとシュヴァーベン同盟に出張して不在、また兵力も不十分で対応できなかった。蜂起は急速に拡大し、五月初旬にかけて各地の修道院が襲撃・略奪されていった。その際、食料、ワイン等が糧食として奪われ、また賃租台帳などが滅却、聖画像や祭具などが略奪されたことが各地の記録に記載されている^③。フランツやラッポルの主張する「急進的」局面である。

しかしここでも農民団の運動方針・原理に大きな変化は認められない。農民団指導層は都市や領主に対し、依然として交渉による打開を模索しており、そこでは「聖職者以外の何者にも危害を加えるつもりはない」と繰り返し主張していることから判断できる^④。世俗領主の城への攻撃は、農民団に不足していた武器・火薬を狙った事例など、例外的である^⑤。また城自体は略奪せず、財務台帳のみを奪った例などもある^⑥。

このような展開をみた一因としては、貴族・領主らがいち早く都市へ避難していたことや、この地方の下級領主層にはシュトラースブルク市の都市門閥やその親族が多数いたこと^⑦、近隣のバーデン・ファルツ領では聖職者とともに世俗領主も当初から攻撃されているが、この例と比べるとエルザス・オルテナウでは体面が少なかったという特徴があること、などを原因として推定できる。しかし同時に、農民団側の姿勢、彼らの目的が第一に教会関係に向けられていたことも重要

な要因として推定できる。

すなわち、同じく隣接するバーデン伯領では、農民団はほとんど行動しなかったが、ここでは伯フィリップが宗教改革に寛容な政策をとっており、一方修道院等も近隣と比べ少数で小さかった。^⑧この事例や先のバーデン・ファルツの事例からみて、エルザス・オルテナウの農民団で教会・修道院がまず標的とされ、世俗領主に対しては慎重であったことは、この地域の農民が明確な目的意識をもっていたことを推測させる。

教会、とくに修道院が攻略され、資産を略奪、租税台帳などを棄却されたりした「急進的」とされる局面において、農民団は、具体的な要求として公開討論会の開催や聖職者の妻帯、および共同体による聖職者の選任・扶養を要求し、実施をはかっていた。これらは、メラーやブリックレらが宗教改革の共同体的な性格を指摘する論拠である、「教会の共同体」原理と呼ばれるものに基づく行動ととらえられる。こうした共同体理念が組織として主張されていることが、先のような運動方針の一貫性を生み出したと考えられるのでないか。この点が、この地方の農民団の運動の性格をとらえる手がかりになろう。

もう一つの問題として、ベンジングなどは、五月一二日から一四日の Züben 包囲から一六日のロートリンゲン公軍の到着による決戦において、農民団では穏健派と急進派とが対立し、これが敗北の要因となったとしている。^⑨しかし穏健派と急進派の具体的な実態は論証されておらず、論拠も確認できない。この戦いに関する史料、とくに詳細な Volker の報告からは、五月一六日に公の軍勢が接近すると、都市出身の者や複数の体僕が農民団から逃亡を図ったことを伝えているのが手がかりとなる程度である。^⑩決戦前夜については、ゲルバーらが休戦交渉をした際、人質一〇〇名を出すという条件をめぐって紛糾した、とあるのみで、これも詳細は不明である。^⑪管見の限り、他の地方でのような社会階層による方策の相違や個別交渉、裏切り行為を示す記録は認められない。内部対立はあったとしても、恐怖・パニックによる混乱といったところが実態かと思われる。

以上、この地方の農民戦争の経過からは、ツィムマーマンなどが指摘するように、四月二日の行動をもって農民運動が顕在化したと認められ、フランツなどの見解は修正されるべきであろう。しかし四月一四日以後、運動が急速に拡大したが、その間に指導層の交代とか穏健派と急進派の対立は明確ではなく、むしろ農民団の要求・行動には一貫性が認められた。教会・聖職者には当初から急進的改革を求め、都市や領主など世俗領主に対しては一貫して穏健・妥協的である。したがって全体としては四月二日以前からの、農村での宗教改革運動との連続性を認められる。このような運動の連続性からは、宗教改革と農民戦争とを一つの運動としてとらえるブリックレラの主張の有効性を認められるだろう。もちろん、彼らの分析視角の有効性を認めるには、宗教改革運動と農民団との目標・理念の一致の確認が必要である。つぎにこの点を検証してみよう。

- ① A. Waas, *Die Bauern im Kampf um Gerechtigkeit 1300-1525*, 1964, S. 152. F. Rapp, *La guerre des paysans dans la vallée du Rhin supérieur*, in, *Charles-Quint, le Rhin et la France*, 1973, p. 146.
- ② Zimmermann, *Die ersten Tage des Bauernkriegs im Elsass*, S. 120. Laube/Steinmetz/Vogler, *Illustrierte Geschichte der deutschen Frühbürgerlichen Revolution*, 2 Aufl. 1982, S. 252. 以下同様に民衆や民衆哲学。R. Peter, *Le Maratier Clément Ziegler*, in, *Revue d'histoire philosophique et religieuse*, 1954, p. 273-4. 以下同様に民衆や民衆哲学や急進化など。
- ③ Franz, *Der deutsche Bauernkrieg*, S. 141-2, Rapp, *op. cit.*, p. 146, G. Bischoff, *La guerre des paysans et l'Alsace*, in, *Der Bauernkrieg und Michael Geismar*, Hrg. v. F. Dörfer, 1982, S. 263.
- ④ 運動の展開の詳細については、*La Guerre des Paysans 1525*, ed. A. Wollbreit, 1975 所収の各論を参照。
- ⑤ *Quellen zur Geschichte der Täufer*, Bd. 7, Elsaß, (以下 QGTE) 171, 1959, Nr. 32. Anm.
- ⑥ QGTE, 171, 1959, Nr. 32, Franz, *Der deutsche Bauernkrieg, Akenband* (以下 Akenband), 1968, Nr. 66, S. 200.
- ⑦ Franz, *Akenband*, Nr. 66, S. 201. *Politische Correspondenz der Stadt Strassburg im Zeitalter der Reformation*, Hrg. von H. Virk, Bd. 1, 1882, (以下 PCSS), Nr. 192.
- ⑧ QGTE, 171, 1959, Nr. 32, Franz, *Akenband*, Nr. 66, S. 201. PCSS, Nr. 192.
- ⑨ Franz, *Akenband*, Nr. 67, S. 202.
- ⑩ PCSS, Nr. 329.
- ⑪ PCSS, Nr. 329, S. 183
- ⑫ PCSS, Nr. 193.
- ⑬ やがて根拠地としての共同体の要求から見て靈と肉との峻別は不可能である。またこの時点では市当局の治安対策が有効であったことが、つぎの点を指摘する点で、反証を挙げよう。Zimmermann,

二 農民の改革理念と組織

次に農民戦争において主張された農民の要求から、宗教改革との関係、急進派と穏健派の相違の問題について考察しておく。ただし紙数の関係から、詳細は稿を改めて考察することとし、ここでは穏健派と急進派に関わる点に絞ることにした。

エルザス農民の要求の最大公約数といえるものは、四月二〇日のノイブルク「条項」である。^①この条項については、既に Dorlsheim での最初の集会で農民たちが Preamble に「十二箇条」を読み上げるように求めていたように、エルザス各地で「シュヴァーベン農民の」十二箇条、「印刷された小冊子」が朗読されていたこと、またこの要求書でも「十二箇条」を認めることがすべての交渉の土台と主張されていることから、^②その影響の下で作成されたものと推定される。実際、この条項の特徴は、聖書に根拠を求めていることを含めて、多くの点で「シュヴァーベン農民の十二箇条」と共通している。

次に一五二五年四月二〇日の Deutweiler のゲマインデの訴状は、^③聖職者の任免（教会の共同体原理に基づいて、十分の一税の拒否（拘束力はなく自発的に行われるものとして）を求めているが、いずれもシュトラースブルク市の宗教改革者たちが主張していた内容と共通している。ただしここではハーナウ領の例に倣うとする根拠付けが注目される。また四月二二日の Rutenhausen の「キリストの兄弟の集団」とそのリーダー、ツィーグラー L. Ziegler から Obernheim 市宛の書簡^④では、修道院財産を救済に用いるとして提供を求め、書面で回答を求めている。主張内容は、シュトラースブルクの改革者たちの聖書主義、とくに山上の垂訓、中でも隣人愛を社会規範の基礎にする主張や、救貧の考え方と一致している。したがってこの地方の農民戦争開始後における農民側の代表的な要求は、宗教改革者の主張や「十二箇条」の内容に即した、実現可能な穏健的なものという評価をすることができる。

一方、農民の急進化の根拠とされてきた史料については、一五二五年五月七日付けバール領主・帝国副代官ツィーグラから代官宛の書簡^⑤、同じくツィーグラの五月一日付けフェルディナント大公宛て書簡^⑥、六月一日付けの司教からシュトラースブルク市宛の書簡^⑦がある。ただしこれらの史料は領主側の記録であるため、宗教改革以前からの、農民一揆への恐怖などから誇張されステレオタイプ化された農民の過激さを描いているという指摘があり、また信用性を否定する研究者もいる。少なくとも、この三つの史料からは、従来のような農民の急進化を示すという評価を下すには、問題があるといえよう。

以上、四月二〇日以降の、いわゆる急進期とされる時期の記録からも、農民団の要求・目的の中心が、十分の一税・教会財産の自主運営、裁判制度の改革といった共同体自治に関わるものがあり、それらは宗教改革理念に即した形で一貫して主張されていたこと、また従来、この地方の農民の運動は拡大するにつれて急進化していき、聖界のみならず世俗領主も否定するにまでいたった、とされてきたが、しかしその根拠となった史料について検討してみると、急進化の実態を具体的に確認できないことが認められるのである。

同様の特徴は、ライン対岸、オルテナウ地区の記録、またオーバーエルザス・ズントガウ地区については、北エルザスの農民団が敗北する前の史料は少ないとはいえ、この地区の農民の要求についても認められる。^⑩後者の要求を、北エルザス農民団が敗北した後から再蜂起に至る間の一五二五年七月の交渉における農民の主張からみると、修道院への批判とその財産の没収が述べられているが、世俗領主に対しては諸負担の軽減が中心である。^⑪また「聖職者にのみ攻撃し、世俗の権力には手を出さない」と弁明したという記録もある。^⑫

ここでも反教権主義の強さが確認され、農民代表が教会・修道院などに対しては急進的方策をとっていたこと、しかし世俗権力に対しては交渉による打開策をとっていたことが判明する。ただし世俗権力との関係は、南部ではハープスブルク領との関係から、皇帝以外の権力に対する強硬姿勢を強めていくといった、北部と性格を異にしている点もあるが、こ

れについては紙数の都合上、稿を改めて検討することにしたい。

農民団の指導者たちの書簡も、福音の宣教や討論会による改革の実施、領主らとの和解工作の依頼などであり、農民団のリーダーが南ドイツの宗教改革運動と結び付いているのは明らかとする指摘は、是認できる。またシュトラースブルク市との協調が重視され、ここでも世俗領主とは一貫して交渉による打開を目指している姿勢を読みとれることは、前述のように、この地方では急進派ないし急進化を措定することに問題があることを裏付けている。急進派・穏健派の評価は、主張の面から見る限り、農民団内の階層に対応すると言うよりも、聖界領主と世俗領主という対象の相違によるものとなっている、ととらえられるだろう。

エルザスの農民戦争の展開においては、従来論じられてきた急進派と穏健派の分裂・対立という図式は、明確にすることはできなかった。農民団は、正当性の根拠として共同体を中心に据えた改革理念・目的を掲げ、ブツァーなど中心的な改革派神学者との齟齬はあるものの、少なくとも要求の内容においては、都市の宗教改革運動と同一の根拠に基づき、同じ内容も主張していた。以上の点からは、ブリックレらの共同体的宗教改革というとらえ方の有効性を認められよう。

しかし宗教改革理念が農村においてどのような社会的役割を果たしたか、を考察するとき、エルザスにおいても、シュヴァーベン地方などと同じく、農民戦争に至るまでに農村内での階層分化、富農と貧農の格差の拡大が顕著となっていたことが、もう一つの焦点となる。そこで次にこうした階層分化の問題と改革運動との関係を、農民団の組織・構成を検討することから検証してみたい。

エルザス農民団の特徴は、組織・統制の整備が進んでいたことである。これは既に指摘されてきた。エルザス地方には五つの大農民団が組織され、各農民団は、それぞれ共同金庫や軍事規定、懲戒規定などを持っていた。この他にも孤立した小集団が在ったとされるが、詳細は不明である。なお、この五つの農民団は北部に四、南部に一であり、北部が小領地に分裂し、南部はハープスブルク領を中心に比較的まとまっていたという領主制の状況を反映しているが、この点は農民

団の編成原理と領主制の關係を示している。

フランツは、このような農民団の組織度の高さを指導者ゲルバーの功績としている^⑮。ゲルバーが、Molsheim から四月一三日付で Marlenheim のシュルトハイス、ハンセン W. Hansen に宛てて送った書簡は、組織化の様子を伺わせる。「神の言葉を反キリストの人のつけ加えなしに宣教されるべく努めるため、不和ではなく和を求めるものとして、今夜ないし翌朝早く Dorisheim にきて欲しい、またこの知らせを Wangen の（シュルトハイス）レンツェン H. Lentzen にも送り、また他のキリスト者の兄弟にも送って欲しい」^⑯。同様に四月二九日付けのゲルバーから各農民団への通知では「地位の高い者にも低い者にも、貧しい者にも豊かな者にも、全てに対して書面をもって告知する」として、後でみる四部隊編成の提案をし、さらに書面での回答を求めている^⑰。組織化にあたっては、シュルトハイスを通じて、農村共同体を単位として動員し、各共同体間の連携が計られているのである。

ゲルバーの経歴は、説明できていないが、文言とされてきた。当然、これらの書簡を記した書記を勤めた人物たちの関与が問題となるが、他にも農民団の通信からは、文書による組織統制が重視されていたことが明白に読みとれる。四月二二日付けの Neuenburg 農民団の書簡は「我々が仲介者イエスの名において」我々の意図は「清明なる神の言葉を明らかにして再び（人々の間に）確立し、また寡婦や孤児、妻子をよく面倒見ることである」として、参加を呼びかけ、書面での回答を求めている^⑱。ここでも隣人にも手紙によって参加を呼びかけて欲しい、と付け加えている。しかもこの書簡の前半の文言は、四月二四日付けでシュトラースブルク市の肉屋ツンフトに武器と火薬の提供を求めた農民団の書簡の文面と同一である^⑲。こうした書式的存在と複数のコピーが作成されて流布されたことは、オルテナウ地区の農村共同体の要求書でも推測されることであるが、当時の農村の識字率から見て、組織化を支えたのが村役人などであったことを推測させる。

既に農民戦争の指導層についてはフランツや瀬原義生氏^⑳、またエルザス農民団についてはドラランジェが検討しているよ

うに、指導者の出自はシュルトハイスや村長などの村役人の他、司祭、宿屋、傭兵などであったが、大半は村長や村役人であった。^{②③} ドランジェの考察によれば、エルザス農民団の各部隊には指揮官が一名。これを各村から選ばれた小隊長 Weibel たちが補佐し、彼らが全問題を協議し、重要事項を決定する形になっていた。たとえば Altdorf・Mausmünster 団では、村毎に一名の代表が小隊長となり、当初は二五名、後に四四名の構成となった。その出自は、司教領村から七名、シュトラースブルク領村から五名、帝国領村三名、ハーナウ・リヒテンベルク領村五名、Mausmünster と 聖Eugen 修道院領村三名、司教座聖堂参事会の領村一名、帝国騎士の領村から一八名、さらに自由傭兵が二名である。最後の傭兵を除いて、ほとんどがシュルトハイス・村長であり、Rosheim, Barr, Biedernheim, Heiligenstein, Grosweiler, Sulymatt, Westhalden, Zellweiler の各村のシュルトハイスが確認される。ドランジェは、蜂起の成功は彼らの功績であり、その行政経験がものをいった、と評価している。^{②④}

エルザス農民団の組織性の高さを示すものとして、農民団の四集団編成がある。先の四月二九日付けのゲルバーの提案がそれで、書面を見た時点でそれぞれの都市、裁判区、村落で四番目ずつの人を、つまり農民団の四分の一を帰宅させ、八日ごとに交代する。そして緊急の場合や召集したい場合には鐘で合図する、という提案である。ドランジェは、この組織は司教領の各共同体を母体とする臣民軍の組織に基づいたとしている。^{②⑤} ただしこの制度は実効を発揮する前に敗北したとしており、実施の程度に問題はあがあるが、農民団が都市、裁判区、村落など、農民戦争以前の共同体組織を直接の母体としたことが確認できる。

さらに農民団がかなりの組織統制力をもっていたことが、シュトラースブルク市民が Buchsweiler 村に保有した資産や、シュトラースブルク市が管理権をもった Hohenberg 女子修道院の資産などについて、農民団が照会を受けて、資産を保全していると連絡していることから判明する。^{②⑥} このように都市民や都市関係の修道院の資産の保全が行なわれたことも、村役人などを中心とした農民団指導層が、従来の農村共同体の枠組みや統制力を維持していたことを推定させる。

各農民団が動員をかける際にも、ゲマインデに対し参加呼びかけを行なったが、宛先は各村のシュルトハイス、村長、参事会、裁判員ら村役人である。領主ボルゼンハイム Jacob Bobst von Bolsenheim の四月三〇日付けシュトラースブルク市宛書簡では、農民団から彼の村の「下僕 Knecht」たちを「住民 Leute」と共に参加誓約させろという要求を受けたと報告し、また五月九日付けシュトラースブルク市参事会の書簡には、ゲルバーら農民指導者たちが市領 Eickolzhaim 村の住民に対して、シュルトハイスを彼らの下に送ること、ゲマインデの名前において参加誓約することを求めた、という記述がある。②③ 以上から、農民団は基本的に小都市や村落、裁判区、荘園領地を単位としていた、とビショップが言及しているように、農民は各共同体の組織を維持したまま農民戦争に参加した、と考えてよいだろう。

次に参加者の構成を見ておこう。多くの研究が既に指摘しているように、農民団には多様な参加者があり、農民の他、都市民、後に罰金を木材伐採で代償せねばならなかったヴォージュ山地の林業民も参加していた。しかし中心となったのは農業に従事する者であり、都市民の場合は葡萄栽培人や菜園人がほとんどであった、とされている。④ 遇目しえた限りでは、これを修正するような記録は見あたらない。ここでは参加者の社会階層をもう少し検証しておくことにしたい。

手がかりとしては、農民戦争後の罰金記録が用いられることが多く、ここでも一二月一三日付けのシュトラースブルク市による領村各村に対する罰金の記録を、エルザス地方の実態を考察する材料として検討する。⑤ この記録は、管見のかぎり、ラップが住民人口を推定するのに用いている以外、他に利用した研究を知らない。これはこの記録が個人についてではなく、共同体構成員の数しか判明しないものが多いかと思われる。⑥ しかし Dorlisheim についての処罰記録をみると、村の九二名ないし所帯に対して罰金総額は 329Gulden であり、中でも村長、シュルトハイス、参事人衆ら一七名に計 165Gulden が科されている。その内二名に対し 20Gulden が、30Gulden と 50Gulden が各一人に科されている。村長、シュルトハイスなど村役人が責任を問われている。彼らがどのように関与したかは不詳だが、これまでの検討からかなり指導的な役割を演じて責任を問われたと推定できる。また共同体の連帯責任を優先していることが確認でき、これま

で検討してきた農民団の農村共同体との関係、村役人らを中心とした組織化を裏付けている。

より具体的にこの地方における参加者の資産分布を推定する手がかりとしては、資産評価額が与えられている Wasselheim・Brechingen の共同体に対する処罰記録が注目される。^⑧ 両共同体の総世帯数は一二五、合計で 6925 Gulden の資産と評価されている。このうち、174 Gulden 分を持つ八名は、蜂起後に村民となった者で、除外された。それで農民戦争前の Wasselheim は九五世帯、5597Gulden 分の資産、Brechingen は一二世帯、1154Gulden 分の資産となる。史料は、処罰されなかった者として、Wasselheim と三十六名 2176Gulden（資産額の単純平均 60.4Gulden）、Brechingen で一二名 496Gulden 分（同 41.3G1）をあげている。つまり有罪として処罰されたのは残り、4079Gulden 分を持つ六九名である。内訳は Wasselheim で五九名 3421Gulden 分保有（同 58Gulden）、Brechingen と一〇名 658Gulden 保有（同 65.8G1）である。

ただし Wasselheim では資産の最高保有者は 500Gulden 分保有する靴屋であるが、彼は参加せず無罪となっている。（従って残りの平均資産は 47.9Gulden となる）。また 200Gulden を持つものが三名、100Gulden 以上の二名が無罪となっており、これらを除いた残りの非参加者の平均資産は 29.2Gulden となる。

ルッツの研究によれば、靴屋など手工業者は、共同体の発展した西南ドイツでは共同体構成員とみなされないことが多かった^⑨。これまでみてきたように、この地方では農民団において農村共同体の枠組みが組織化にあたって大きな役割を果たしたことを考えるならば、こうした背景が、彼らが参加しなかった大きな理由として考えられるだろう。これに対し参加者には、200Gulden の資産を持つものが七名、100Gulden 以上が七名あげられており、これらを除いた残りの参加者の平均資産は 36Gulden である。

史料に記載されたデータから単純な計算をただけであるから、あくまで一つの目安にすぎないのであるが、この地方の場合、全体として参加者の方が資産は多い傾向にあった、と推測できるのではないか。ちなみに罰金は Wasselheim

で総額 272Gulden, Brechingen で 47Gulden であり、個人別の額では最高が 15Gulden、最低が 2Gulden であった。

また Hatgau 地区での農民戦争後の損害賠償訴訟における証言記録が、ロットによって紹介されている。^⑤それによると、記録に残っている二八人の俗人の証言者のうち、一二名は農民戦争期の年齢が（一名を除いて）二二歳から四二歳、それぞれ 50Gulden から 900Gulden の資産を持っていた。一四名については「自由人」、五名は「体僕」と明示され、後者も「最下層」のものではないと指摘されている。このうち一七名が農民戦争に積極的に参加し、しかも責任ある地位についていた者で、自由人が七名、体僕二名、他の身分は不明である。残りの消極的参加者には自由人が三名、体僕二名がいる。それぞれ個別の資産額が紹介されていないのが残念であるが、この記録からも全体の傾向として比較的富裕な農民の積極的な参加を推測できるであらう。

以上のように農民団の指導者に農村共同体の指導層が多く参加し、また一般の参加者にも比較的富裕な農民が多かったことは、農民団の編成に農村共同体が大きく関与していたことを推測させる。逆に、このような従来の農村共同体を単位、母体としたことは、農民団内に従来の共同体間の軋轢や、共同体内部の格差を持ち込むことになったことも推測させる。次にこの点を考察することしよう。

- ① PCS, Nr. 205, *Quellen zur Geschichte des Bauernkrieges*, Hrg. v. G. Franz, 1963, Nr. 71.
- ② PCS, Nr. 195, G. Heumann, *La guerre des paysans d'Alsace et de Moselle*, 1976, p. 28.
- ③ Franz, *Aktenband*, Nr. 69.
- ④ Franz, *Aktenband*, Nr. 70.
- ⑤ Franz, *Aktenband*, Nr. 71.
- ⑥ Franz, *Aktenband*, Nr. 75.
- ⑦ PCS, Nr. 324, S. 182-3.
- ⑧ Zimmermann, *op. cit.*, S. 124f.
- ⑨ Rapp, *Les paysans de la vallée du Rhin*, p. 167.
- ⑩ 農奴制に関する要求に焦点が当てられているが、この地方の農民戦争の経過と併せて詳細な邦文研究として、野々瀬浩司「ドイツ農民戦争期における農奴制問題に関するスイス盟約者団の政策について（その三）」『防衛大学校紀要（人文科学篇）』七五 一九九七がある。
- ⑪ Franz, *Aktenband*, Nr. 78, S. 215-236. また野々瀬前掲論文一五頁以下を参照。
- ⑫ M. Krebs, *Die Rechtfertigungsschriften der vorderösterreichischen*

- Städte vom Jahre 1526, in, *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins*, 54, 1941, Nr.3. H.Cohn, Anticlericalism in the German Peasant War, in, *Past and Present*, 38, 1979, p. 28.
- ② PCSS, Nr. 194, 199, 216, 224.
- ③ 下記のZimmermann, *op. cit.*, bes., S. 123f. 参照。他' Blücker' Conradの 前掲書を参照。
- ④ Ph. Dollinger, Un Aspect de la guerre des paysans en Alsace, l'Organisation du soulèvement, in, *Paysans d'Alsace*, 1959, p. 71f.
- ⑤ Dollinger, *op. cit.*, p. 72.
- ⑥ Gelber' 四月一日Altdorfで指揮官に選出。五月二日農民団各分隊の代表者によるMolsheimでの農民全体会議で全エルザス農民の最高司令官に選出。
- ⑦ Franz, *Bauernkrieg*, S. 141-2.
- ⑧ PCSS, Nr. 194.
- ⑨ PCSS, Nr. 230.
- ⑩ PCSS, Nr. 210.
- ⑪ PCSS, Nr. 215.
- ⑫ Franz, *Altenband*, Nr. 184 und 185.
- ⑬ Franz, *Bauernkrieg*, S. 470, 瀬原義生『ドイツ中世農民史の研究』318-325頁。
- ⑭ Dollinger, *op. cit.*, p. 72f.
- ⑮ プントシュールの場合にも同様の傾向は見られる一四九三年のプントシュールでも多くのシュルトハイス、ハイムビュルゲ、マイヤーなどの村役人が関与してゐた。Dollinger, *op. cit.*, p. 72f. 瀬原前掲書参照。
- ⑯ Dollinger, *op. cit.*, p. 73.
- ⑰ 例えは一四四三年Molsheim, Obermundachの全騎士は司教への軍役を拒否し、結果として司教は臣民に軍事力依存し、多くの農民が武器保有するにたづなづる。また一五二五年'Obersulzの住民のラント防衛・司教への忠誠・軍役服務誓約の報告もこれを示す。ただしその時の農民は農民軍に加わり、司教に反抗した。
- ⑱ Dollinger, *op. cit.*, *The German Peasants War*, ed. by R.Schirner-T. Scott, 1991, p. 44f.
- ⑲ PCSS, Nr. 236, 237, 下記の資産は農民団が管理するもの。
- ⑳ PCSS, Nr. 239.
- ㉑ PCSS, Nr. 263.
- ㉒ Bischoff, *op. cit.*, p. 263-5.
- ㉓ PCSS, S. 187, Ann., Nr. 4.
- ㉔ 罰金総額 1304Gulden。その内 Friedolsheim 100Gulden, Romansweiler 170Gulden, Marlenheim 460Gulden, Nordheim 438Gulden。Romansweiler' 三十三名負担。五名は免除。一人あたりで最も重い罰金額は 40Gulden。Marlenheim' 九十九名負担。最高額は 30Gulden。Nordheim' 五十三名負担。一名は免除。最高額 200Gulden。これは寡婦。Friedolsheim' 個々でなく、共同体で 100Gulden を二年分割払ふ。Detweiler' 寡婦を除き、全員に有罪。約六〇所帯に総額二〇〇Gulden の罰金。「罪あるものが罪なき者達の、富裕なものが貧しきもの達の分を行ふ」と。付則で教会の塔の前でシュルトハイスを解放するところ。Dossenheim' Neuenburg 団に参加した二名の者以外、協力せず。何名かは農民団と連絡し、またケマインデから徴引きで農民団に徴用。世帯数は、約七〇戸、200Gulden の罰金。Ithenheim・Handschheim' 数名の自由人が自ら農民団に参加。数名が選出されて徴発。彼らが非常に貧しいこと、賦役負担を考慮し、100Gulden。「罪あるものが無きもの、富裕なものが貧しきもの分を

行う」こと。蜂起前に寡婦となり、蜂起に罪なきものは免除。

Schlichtheim³⁷ 四名が自ら参加し、一名が戦死。これら四名の者だけが罰金。シェルトハイム³⁸の Mathis は 10Gulden, H・Hohewiller は 2Gulden、11名の寡婦は 6Gulden。PCSS, S. 187, Ann., Nr. 4.

³⁹ PCSS, S. 191, Ann., Nr. 3.

³⁷ PCSS, S. 192, Anhang.

³⁸ R. Lutz, *Wer war der gemeine Mann?* 1979, bes., S. 87f.

³⁹ Rott, *Neue Quellen und Detailspekte über dem Bauernkrieg*, in: *Investigationes Historicae*, S. 214.

三 共同体運動としての意義と制約

以上までの検討から、エルザス・オルテナウ地方の農民戦争の特徴として、指導層が共同体を中心とした形で運動をまとめたことが、農民団の速やかな編成と運動の展開を可能にしたと推定できるであろう。しかし、逆にそのことが、農民の運動の展開に限界・制約をもたらしたということも指摘することができる。

まず共同体ごとの編成は、共同体内の格差もそのまま農民団に持ち込んでいた。先にあげた四月二十九日の指導者ゲルバーの各農民団への通知の「地位の高い者も低い者も、貧しい者も豊かな者も全てに對して書面をもって告知する」という文面や、領主ボルゼンハイムへの「村の下僕 Knecht たちを住民 Leute と共に参加誓約させろ」という記述にも、農民団に農村共同体内の格差が持ち込まれたことが示されているが、農民団の軍紀⁴⁰の規定などからも農民団に従来の格差がいき続けていたことが推測できる。

また相当の数の村が集結に参加しなかったことも、五月一日付けゲルバーの「Mutzig のシュルトハイス、村長、参事会、裁判員」宛書簡⁴¹の他、Illkirch, Oswald, Lingolsheim, Schonenberg, Ettenheim 宛の各書簡⁴²などから判明するが、これについては、たとえばロットの研究による Hattgau 地区の事例が目を見えてくる。Hattgau 地区の各村に對して Neuburg 農民団が繰り返し参加を求め、拒絶する場合には攻撃すると威嚇した。このため各村々で村役人 Heimbürger によってそれぞれ何名かずつが選出され（たとえば Hatten は四名、Oberelsdorf は一〇名）、Neuburg 団に加わった。またこの Hatt-

banのグループについては、農民団において独自の集団を形成していたという証言がある、とロットは指摘している。^⑤この事例は、農民団への参加に農村共同体が大きな役割を果たしたことを確認させるとともに、農民団においても従来からの農村の枠組みが強固に存続していたことを示しているといえる。

また典拠を確認できなかったが、ドラングェが紹介している事件がある。これはNabernにいた農民団にロートリンゲン公の軍勢が向かったという知らせを受けて、北エルザスの村の農民たちが五月一五日に救援に向かうべく移動したが、Rappolsweiler近郊の農民は警鐘を鳴らして集まり、農民団の通過に反発し、同盟誓約を破棄し、敵方について参戦しかなかった^⑥、というものである。この事例は、領主の臣民としての慣習や伝統、近隣との不和が、農民団としての連携・統一を乱した例としてあげられるだろう。

以上、この地方の農民団の参加者、組織をみると、指導層については村役人など農村共同体の指導層が多く関与しており、フランツなど従来の研究の指摘を確認することができる。また参加者についても農村共同体の主要構成員である比較的富裕な農民が多かったことが推測され、またこれと対応して農民団組織も農村共同体など従来の共同体を単位として動員・構成されていたことを認めることができた。「体僕」や聖職者、都市の菜園人や下層民などの積極的な関与や同調も認められるが、全体としては農村共同体を単位として、その担い手による運動という性格を、この地方においては指摘することができる。

一方、フランツは、エルザスでは農民の地方割拠の状態がすみやかに克服されたことが特徴であるとしているのであるが、^⑦しかしそのエルザスでも、実態は、従来からの共同体の枠組みが、組織化を進める上で大きな役割を果たしたが、逆に運動の限界となったことも見て取れるのである。

同様のことは都市との関係についてもあてはまる。まず農民との関係に齟齬があったことを示す都市側の事例からみていこう。五月六日、南エルザスのSaverre市は農民団に投降し、市民は農民団に抵抗しなかった。この経過について年代

表 (1) 1525年 6 月, Gebwiller 都市部および領域全体の要求書概要

都市部の要求書	領域全体の Gebwiller 要求書
1. 税負担の軽減 2. 市参事会の権限強化 3. 修道院長の武力介入の拒否 4. 十分の一税の軽減 5. 市長・ツンフト長の選任権 6. 役人の巡察費用負担の軽減 7. 新税の軽減 8. 臨時税の拒否 9. 増額された罰金額の復旧	1. 教会裁判権の縮小 2. 二種類の通行税の削減 3. 収監費用の負担軽減 4. 修道院の否定 5. 各種税負担の軽減 6. 永代賃租の軽減 7. 死亡税の軽減 8. 木材その他の使用权の共同体移管

(出典 Franz, Aktenband, Nr. 78)

記は「かの地 (Sulz) の住民の (近隣の小都市) Rutach に対する古くからの遺恨から」農民に従ったと伝えている。^⑧

Sulz 市民も加わった農民団はやがに Gebwiller 市に向かい、五月八日、要求箇条を市民に説明した。都市民は市民集会を開いて協議したが、この時、市民の大半は農民に強く反発したと伝えられている。しかし市民には、この都市が都市領主である修道院長から受けてきた市政への介入や自治権の蹂躪に対して報復すべきだと主張するものがいた。ツンフトでは上部葡萄栽培人、仕立屋、鍛冶屋、肉屋の各ツンフトは協力を拒否したが、中部と下部の葡萄栽培人とパン屋の三ツンフトは農民に呼応した。この Gebwiller の農民支持派のリーダーのうち、二人 (Kleinwehlin, Judlin) がかなりの資産家とされており、農民派を率いた葡萄栽培人 (上部か) ツンフト長 D. Schaller も資産家であった。そして彼らの行動は、市長職など市の統治権力を狙っての行動であった、と伝えられている。^⑨ 農民団との協力が、隣町への遺恨や都市領主への報復、自らの政権欲から行われた事例である。

五月一日、エルザス中部の小都市 Rappoltsweiler, Reichenweiler, Kienzheim, Ammerschweier, Berghheim は相互援助し、農村民を討つことを盟約、近隣農民を激昂させる。^⑩ 六月中旬、北エルザス地方の小都市 Weissenburg は、Kleeburg 農民団に包囲されると、対応をめぐって市内に対立が生じ、投降した。そして農民戦争後、市内の農民支持派を処罰したが、一方で市参事会は農民戦争の間に「この機会を利用」して、教会・修道院財産の没収を実施した。^⑪

このように都市と農民団との間に目的の相違や対立が認められることについては、すでにラップも、具体例を例示しているわけではないが、論及している。すなわち農民団に参加したのは、六〇―四〇〇名程度の家長を数える小都市であり、菜園人や葡萄栽培人が大多数をしめた。農民の支持者に大工、仕立屋、陶工らは史料の上では登場しない。したがって協力関係は、社会経済的類似性が背景となっている。また農民への抵抗が困難であったために農民団に協力することになった Rappoltswiler, Altkirch, Cernay などの小都市でも、市内で相当の対立があった、とこのように彼は言及している。¹²⁾

また表(1)にまとめたものは、北部の農民団が敗北した後、六月に南エルザス・ズントガウ地区で都市を仲介に聖俗領主と交渉が行われた際、Gebwiler 市で都市部独自の要求書と、領域農村を含む Gebwiler 全体としての要求書とが作られたという事例である。ここでは領主である修道院に対し、都市としては税負担の問題の他、市参事会の権限強化など都市自治権の拡大を中心に要求しているのに対し、農村部と合わせた全体としては税負担の軽減も農村に関するものを中心であり、教会裁判権の縮小や修道院の否定という主張が注目されるものとなっている。後の点が農村でどのような意味を持つものであったか、が問題となるが、これは後で考察することとして、ここでは都市部の要求・全体の要求のいずれも宗教改革以前からの要求といえるものであり、この点でも従来からの共同体の枠が農民の運動に限界をもたらしたことを認めることができる。

以上からは、都市と農村とはブリックレの主張するように理念的に連合したのではなく、個々の利害の一致において同盟したり、行動を共にしたにすぎないとするスコットの指摘の妥当性を認めることができる。

さらに、農民戦争における都市と農村の齟齬については、もう一つの要因を指摘できるのではないかと考える。前述の四月一八日、カピト、ブツァー、ツェルが Altkirch 農民団の説得に向かった際、農民たちは司祭と修道士を引き出して改革説教師たちと対峙させ、改革派が異端であることを聖書をもって証かしてみろ、と口々に叫んだと報告書は伝えている。しかし三人の福音派説教師は、ここは討論するための時でも場所でもない、福音と聖なる真実は全く別の場所と状況を求

める、と述べて、公開討論を拒否し、農民に解散を説いた。^⑬したがってここでは、前述のように教会の共同体原理の具体化とされる公開討論会の実施が焦点だったことが判明する。

ところでその四日後、一二日に、各ツンフトへ回覧されたカピトの警告状がある。カピトは、市内各ツンフトの「公権Ⅱ市参事会」への忠誠と服属を賞賛し、「市参事会は、都市民の正当な要求はかなえる。すなわちそれぞれのゲマインデは、気に入った福音派説教師を選ぶことができ、不当な（宗教上の）濫用は廃止する」と述べる。そして（カルトジオ会のワイン荷車が市内で略奪されたことについて）そのようなことは神の命に反し、聖なる福音に背くばかりでなく、全てのキリスト教徒の秩序、良き行政に背くものである」と非難・警告する。^⑭それぞれのゲマインデは気に入った福音派説教師を選ぶことができる、として、これもゲマインデが聖職者の任免権を持つという「教会の共同体原理」を述べているのである。つまり、同じ「教会の共同体原理」に基づいた主張が、ここでは「市参事会は都市民の正当な要求はかなえる」と、市参事会の主導・統制による改革として、述べられているのである。ブリックレは改革運動における福音主義、とりわけ「教会の共同体原理」を重要視し、都市や農村の改革運動を共同的宗教改革ととらえるのであるが、その「教会の共同体原理」が都市と農村の乖離の要因になっている事例を指摘できるのである。

既にセイバーンらは中世末の農村の階層分化を明らかにして、ブリックレらの見解はこの点を軽視している、領主側の圧力とともに下層民の不満が農民戦争の重要な要因であると批判している。これへの反論は、農民戦争自体においては下層民との分裂は見られない、そうした対立を示す証拠や共有地の分割の要求は見あたらない、というものであった。この点で一五二五年六月の農民の証言が注目される。

これは Wygersheim 出身のジューモン Synon という農民の自白書とされるものである。それによると、一五二四年の年末、北エルザスの Wanzenu 村でのルター派の説教の折、およそ八〇人が教会から出た時、彼らは次のように決めた、とつづ。Wygersheim では以後誰かが去っても捕らえられないこと、それは権利である。〔Wygersheim の〕裁判の参審人

は、いつも彼らに敵対している」。さらにそこでまとめられた要求内容としては、一、全ての共有地を、貧者も富者も同じ様に互いに分割したい。二、小十分の一税の拒否。三、牧師レンツ Lenz が農民の十二箇条をゲマインデの前で朗読した。その内容をすべて持ちたい。四、水、森、氷への魚取りの穴、牧場を全く自由に持ちたい。五、皇帝、あるいは皇帝が彼らに定めた摂政以外の領主の拒否。皇帝が彼らにシュトラースブルク司教を領主として与えるのならば彼を認めるが、そうでなければ否定。六、大十分の一税を他の地代や税とともに拒否。正当なものは彼らのお上に提供する。あるいは預託するか、戦費に使うか、仲間内で分配。七、領主や貴族、聖職者を抹殺するか追放し、資産を分割すると計画した。さらに、そのようなことを自ら行うか、手伝うことが、これらのものの皆の意志であり意見であった。そして以上のような証言は、七人の証人の立ち会いの下で強要されずに行われた。そして剣でもって裁かれた、とある。^⑩

ここでは全ての共有地の平等分割という、まさに急進的な内容が主張されている。ただしこれは尋問調書であるため、自由がどの程度信用できるかという問題がある。実際、七の聖俗を問わぬ領主の抹殺・追放といった内容は、中世後期以来の尋問調書にパターン化していると指摘されているものである。しかし二から六の内容は、十二箇条をはじめとして農民側の要求として確認できるものである。そして一の共有地の平等分割という内容は、この場合、領主側には直接の利害関係はないと考えられることから、この共有地に関する内容は、ある程度信用できるのではないか。これが正しいとすると、全体として十二箇条を基本とする要求に同調していても、一方で自らの要求として共有地の平等分割を求める急進的な声があったことを認められるだろう。

しかしながらエルザス地方の農民戦争では、先にみたように共有地の問題については、いずれの要求でも共同体への返還や共同体の管理権が主張され、分割を求める史料は登場しなかった。先に検討してきたような共同体間、そしてとくに共同体内の対立については、別稿ですでに指摘したように、エルザス地方においても宗教改革前には共同体内の階層格差の拡大によってむしろ深刻化していたのである。^⑪しかしそれにも関わらず、この地方で農村内で下層民側からの共有地の

分配といった運動が表面化しなかったこと、そもそも農民の運動が、困窮化していた下層民による急進化をみることなく、むしろ比較的富裕な農民や村役人など名望家層によって推進され、とくに教会・修道院に対して激しく、世俗領主などに對しては比較的慎重な運動を見せたことは、何を意味し、何を背景としているのであろうか。次にこの点を考察して結びにかえたい。

- ① PCS, Nr.230.
- ② Franz, *Quellen*, Nr. 145, S. 441-4, *id.*, Nr. 76, S. 244-5, また前掲良爾「ドイツ農民戦争における過激派の性格」『史淵』八四、一九六一の参照。
- ③ PCS, Nr. 270.
- ④ PCS, S. 149, Anm. 4.
- ⑤ Rot, Neue Quellen und Detailspekte über dem Bauernkrieg, S. 214-5.
- ⑥ Dollinger, *op. cit.*, p. 76.
- ⑦ Franz, Der Bauernkrieg im Elsas, S. 63.
- ⑧ Bischoff, L'insurrection paysanne de 1525 et la principauté de Murbach, p. 43.
- ⑨ K. Hartfelder, *Zur Geschichte des Bauernkriegs in Süddeutschland*, 1884, S. 24-5.
- ⑩ *Ibid.*, S. 96.
- ⑪ *Ibid.*, S. 161.
- ⑫ Rapp, La guerre des paysans dans la vallée du Rhin supérieur, p. 144.
- ⑬ PCS, Nr. 201, J. S. Baum, *Capitio und Butzer*, 1860, S. 318f.
- ⑭ Baum, *op.cit.*, S. 321.
- ⑮ H. Schreiber, *Der deutsche Bauernkrieg, gleichzeitige Urkunden*, Bd. 2, 1864, Nr. 324.
- ⑯ 拙稿「農民戦争に於けるエルザス農村の社会経済状況について」『京都府立大学学術報告人文』四八、一九九六。

むすびに

これまでの検討をまとめると、エルザス・オルテナウ地方の農民戦争の特徴としては、急進派・穏健派の対立を示す事態は明確ではなく、農民の目的や組織、行動には一貫性が認められること、その原因としては、共同体の指導層、富裕農民が共同体を中心とした形で運動をまとめたことが大きな要因として推定できること、そしてこのような編成が運動の限界も内包したことを指摘できた。では、なぜ共同体の指導層を中心とした富裕農民が、一面では急進的な蜂起を指

表 (2) Hanau 伯領 村落共同体の関係記録

- 1499年 6月26日, Mietesheim のシュルトハイス, 村長, 4名の参審人が村の名前において全権をもって, また Lichtenberg 伯の同意をえて, Schweighausen修道院に毎年 10Gulden 分のレンテンを 800Gulden で売却。
- 1499年 6月28日, Ingweiler のシュルトハイス, 村長, 誓約衆の連名。警鐘で召集された Ingweiler ゲマインデの名前において全権をもって, また Lichtenberg 伯の同意をもって, Hageneu 市民に毎年 8.5Gulden の収益のある土地を 150Gulden で売却。
- 1499年11月14日, Morsbronn 村長, シュルトハイス, 全誓約衆は, ゲマインデの名前で誓願。Morsbronn の共有地から毎年 2.5Gulden の収益のある土地を 50Gulden で売却。
- 1499年11月26日, Offweiler の誓約衆, 荘官, ゲマインデの連名で請願。Junker J.v. Fegersheim によって引き受けられた 120Gulden 相当のレンテンのために, 村の利用権を質入れしたい。
- 1500年 9月9日, Mietesheim のシュルトハイス, 村長, 誓約衆, ゲマインデの名前で Zweibrücken-Bitsch 伯と Lichtenberg 伯に請願。アルメンデのいくつかの土地 80Gulden 相当をベギン会修道院に売却したい。

(出典 *Lichtenberger Urkunden*, bearb. F. Battenberg, Bd. 4, 1996, Nr. 5359, 60, 65, 70, 5442)

導していくことになったのか。最後にこの点を考察してむすびにかえたい。^①

エルザス地方の農民戦争では、先にみたように共同体自治を脅かす領主一般に対する闘争という性格は、北部エルザスの農民団の敗北までは他の地方ほど明白ではなく、宗教改革理念、さらには反教権主義にもとづく要求がなされ、聖界領主への攻撃が苛烈であった。もう一度整理しておく、具体的には、聖職者に福音説教や改革の遵守を求めるという宗教改革理念に基づく要求のほか、修道院の解散や教会の財産、十分の一税、賃租台帳などの破棄といった宗教改革以前からの経済的な問題が焦点になっており、また教会裁判・罰金、手数料、諸費用への不満、借財に関わる係争の不満も主張されていた。

これらの不満の背景は、単にこの地方に修道院など聖界領主が多かったということだけではない。このことを明らかにする手がかりとして、農民戦争以前の共同体の経済状況に関わる記録を調べてみると、注目されるものとして、共有地が共同体によって売却されたり、借入の抵当にされるという現象が認められる。表(2)参照。

これはエルザス地方 Lichtenberg の一領主、Hanau 領での一四九九年と一五〇〇年の二年だけの記録であるが、このような共同体の資金不足が起こった原因は、別稿で検討したように、時期からみて、農業生産と販売価格の変動が拡大したことによる、農民の借入の拡大が考えられる。^② 所し

てその最大の債権者は、この地方の場合多くの所領を持っていた聖界領主、とくに修道院であった。しかも返済をめぐる係争を扱ったのが教会裁判であった。

そこでは共同体の連帯責任が問われ、共同体が教会罰をもつて威嚇されたり、村長や村役人が責任を問われて処罰を受けたりした。このことがこの地方の共同体の指導層が急進的な蜂起を指導していった大きな原因と考えられる。指導層からすれば共有地を確保することは、共同体での自己の既得権を守ることになるのはもちろん、下層民の負担を軽減し、借財の返済をすめさせることが、自らの負担を軽減することにつながったのである。^④

体僕制の問題もこれと同じ文脈でとらえられる。この地域では体僕の数是他の地域と比べて比較的少なかったし、オルテナウ地区ではエルザスより多いと言っても、その負担は比較的軽微であった。しかし他の領主の体僕が村内にいた場合、共同体に税負担が課せられたり、裁判などで村内に軋轢を生じたりしたために、共同体自治の観点から、体僕制に対する反発は強かったのである。^⑤

農村共同体の自治の実態は、富農によって独占されていた。共有地の管理、保有地に関する訴訟、村落裁判を梃子として、農民に対する支配権を富裕農民が握るという状況にあった。一方で農村共同体は、既に中世末には階層分化によって、また領主等の圧力によって危機に直面していた。このような共同体を再活性化することは、共同体において従来から權益を得ていた者の利益を守ることに他ならない。つまり農村共同体の中心であった富裕な農民層が、従来の体制を維持・拡大することによって既得權益の維持・拡大をはかったという性格が認められるであろう。

農民団の要求は、討論会による教義・正当性の確認、福音を説く聖職者の共同体による維持、聖書を正当根拠とする社会改革を主張していた。別稿で検討したように、宗教的役割を含めて、農村共同体の社会的役割を強化しようとする動きは、宗教改革以前、中世末期には既に明確に認められる。^⑥以上の点では、神の法の主張はこのような動向に沿うものであり、農村共同体の社会的役割を強化し、神学的に正当化するものであったとして、農民戦争を共同体の宗教改革ととらえ

ようにするブリックレらの見解は、理念的には有効といえよう。^⑥

しかし、宗教改革理念の浸透度に地域差があり、要求書の内容に革新性という点で差があったことはさておき、改革理念に基づいた先のような農民の主張でも、当時の農村共同体の利害関係を克服するものではなかった。従来の共同体の枠を越えるものでない以上、都市や農村の共同体としての利害を克服するものにはなりえなかった。したがって、ブリックレの主張を「イデオロギー」としての「コミュニナリズム」と「実態」としての「共同体」を混同している、「平民の革命」の議論は、この点で問題があり、誤解を生じさせるものであるとし、それは共同体内の階層差、共同体間の格差、身分差を克服するものではなく、温存するものでもあったことを見落とさせる、とするスクリーブナーの批判の妥当性を確認できるだろう。さらにここで検討したように、「教会の共同体理念」そのものが都市と農民との齟齬・対立を生み出すことがあったことも付け加える必要がある。

また、この地方の場合には、共同体の再生によって自己の權益を守ろうとした富農層を中心として、早くから運動が組織化されたことに特徴があるが、それは彼らの利害を反映し、下層農民の不满を押さえ込む形で進められた。下層民がこれに従ったのは、既存の共同体が運動の主体となったためにその統制力が効力をもったこと、また運動が十二箇条に代表されるような聖書や神の法など、私的な要因を認めない根拠に基づき、合議による決定が隣人愛の実践として正当化されたこと、これらが彼らを運動に同調させ、その結果、広範な運動の展開が可能になったと考えられるのではないか。

ここで検証したエルザス・オルテナウ地方の事例は、農民戦争の一地方の事例ではあるが、共同体運動としての性格が極めて明確なところに特徴があるものであった。そこでの焦点は、解体しつつある共同体、その枠組みを再活性化することにあつた。共同体再活性化の方向が、従来の社会秩序を温存するものであった以上、農民団が、組織の点で従来の共同体の枠組みを克服できなかったのはむしろ当然であろう。都市と農村の立場の違い、また農村ごとの共同体規模、それに伴う共同体再編成への意欲の違い、これらが農民団の編成を不統一にした。実態に則せば、共同体間の利害が対立したた

めに、組織編成が難しくなったというべきであろう。このような運動の性格・限界は、共同体としての組織化が顕著であったこの地方において比較的明確となったわけであるが、農民戦争が共同体運動としての性格をもつとするならば、他の地方の事例にも程度の差はあれ、認められると推測できるだろう。これは、紙数の都合で検討できなかった他の問題と併せて、今後の課題としたい。

① 拙稿「農民戦争にいたるエルザス地方の社会経済状況について」三七頁以下参照。

② 同、四四頁以下。

③ 同、三七頁以下。

④ 同、三九～四一頁。

⑤ 同、三三頁以下、拙稿「教会と民衆の文化」明治啓三・江川温・服

部良久編『西欧中世史』（下）ミネルヴァ書房、一九九五、二〇七～二二三頁、参照。

⑥ このような要求の根拠は、神の法の主張に求められている。ただしこれは農民戦争前、既にブントシュューにも登場していた。古き法との関連から宗教改革にその意義を還元する点でも、ブリックレの見解には問題があらう。

（京都府立大学文学部助教授

Generational Inheritance of Mirrors

by

MORISHITA Shoji

During the Kofun period, bronze mirrors were often passed down from generation to generation in contrast to other items which were buried in the tomb of their owners. In this paper, I indicate that this custom was widespread in the Kofun period by showing the gaps between the time of the mirrors' production and the time of the tombs' construction and burial of the mirrors in the tombs. In some cases, a series of regional chieftains' tombs have several mirrors which had been passed down through several generations. Thus, the owner of the mirrors was not one person, but the lineage or clan to which the chieftain belonged. From this point of view, the possession and inheritance of the mirrors provide important clues in tracing the rise and decline of the regional chieftains.

Der Bauernkrieg in Elsaß und Ortenau als die Bewegung der Gemeinde

von

WATANABE Shinn

Mehrere Forschungen über den deutschen Bauernkrieg betonen seine Eigenschaft als die Bewegung der Gemeinde. Als ein Beispiel, das die gemeindlichen Eigenschaften und Organisationen am stärksten hatte, wird der Bauernkrieg in Elsaß und Ortenau auf seine Prozesse, Mitglieder und Institutionen untersucht.

Die Eigenschaften der Bewegungen von Elsässischen und Ortenauischen Bauern waren folgende.

1. Die Bewegungen der Bauern in Elsass und Ortenau hielten ihre Organisationen, die von Dorfgemeinden errichtet wurden. Ihre Verlangen

basierte auf dem heiligen Wort, Evangelium, besonders dem Gemeindeprinzip der Kirche, das von Reformatoren gepredigt wurde. Diese Fakten bestätigen die Lehre über die Reformation und den Bauernkrieg, die von P. Blickle und seinen Kollegen aufgestellt wurde.

2. Schultheißen, Dorfmeister, und andere Beamten von den Dorfgemeinden und reichere Bauern nahmen aktiv an der Bauern-Haufen teil, und führten sie. Sie organisierten die Bauern-Haufen und leiteten ihre Operationen. Sie beabsichtigten Wiederherstellungen der Dorfgemeinden, die den kritischen Lagen gegenüberstanden. Die Dorfgemeinden wurden durch die Ausbreitung der Unterschiede zwischen den Reichen und den Armen im Dorf und durch die herrschaftlichen Drücken bedroht. Vor dem Bauernkrieg hatten die armen Leute die Austeilung der Allmende schon verlangt. Der Zahlungsverzug ihrer Schulden mußte von den Beamten oder der Gemeinde entschädigt werden. Die Wiederherstellung der Gemeinde garantierte den Reichen ihre Privilegien in der Gemeinde.

3. Elsässische Bauern hatten die aufs gut organisierten Haufen im deutschen Bauernkrieg, die auf dem Gemeindesystem basierten. Aber das System setzte gleichzeitig den Bauern-Haufen Grenzen. Es gab vor allem Konflikte in Dorf, und zwischen Dörfern, oder zwischen Dorf und Stadt. In diesen Punkten muß die These der "Empörung des gemeinen Mannes" von Blickle korrigiert werden, und die Kritiken von T. Scott oder R. Scribner sind richtig. Auch dürften wir darauf hinweisen, daß das Gemeindeprinzip der Kirche selbst Konflikte zwischen Stödtchen und Bauern-Haufen verursacht hat.

Yuanshi in the Han period

by

NAKAYAMA Shigeru

In the Han period, the government of each commandery (jun 郡) and county (xian 県) was staffed by a few high-ranking officers appointed by the emperor, and a number of subordinates appointed by the officers themselves. In the early part of the Former Han period, these subordinates had ranks called zushi (卒史),